

厚生常任委員会記録

平成29年4月11日（火）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

平成29年 4月11日 日程及び付議事件

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	4月11日 (火)	案件 人事異動について 専決処分の報告について

1 出席委員氏名

委員 長	中川原 豊 志	委員	国 松 敏 昭
副 委 員 長	柴 藤 泰 輔	〃	西 依 義 規
委 員	内 川 隆 則	〃	樋 口 伸 一 郎
〃	成 富 牧 男		

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健 康 福 祉 み ら い 部 長	詫 間 聡
社 会 福 祉 課 参 事	武 富 美 津 子
社 会 福 祉 課 地 域 福 祉 係 長	庄 山 裕 一
社 会 福 祉 課 障 害 者 福 祉 係 長 兼 障 害 児 通 園 施 設 園 長	高 島 香 織
健 康 増 進 課 長 補 佐 兼 保 健 予 防 係 長 兼 国 保 年 金 課 長 補 佐 兼 係 長	白 山 淳 子
文 化 芸 術 振 興 課 長	松 隈 義 和
健 康 福 祉 み ら い 部 次 長 兼 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	古 賀 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課 ス ポ ー ツ 振 興 係 長	時 田 丈 司
市 民 協 働 推 進 課 長 兼 市 民 相 談 室 長 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 長	宮 原 信
市 民 協 働 推 進 課 長 補 佐 兼 市 民 協 働 係 長 兼 市 民 相 談 室 長 補 佐 兼 相 談 係 長 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 長 補 佐 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 係 長	天 野 昭 子
市 民 課 長	村 山 一 成
国 保 年 金 課 長	吉 田 秀 利
国 保 年 金 課 長 補 佐 兼 健 康 保 険 係 長	古 賀 友 子
税 務 課 長	青 木 博 美
税 務 課 市 民 税 係 長	槇 浩 喜
税 務 課 長 補 佐 兼 固 定 資 産 税 係 長	佐 々 木 利 博
市 民 環 境 部 次 長 兼 環 境 対 策 課 長 兼 衛 生 处 理 場 長	槇 原 聖 二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 日 程

人事異動について

専決処分の報告について

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

武富美津子社会福祉課参事

こんにちは。

4月1日付で、社会福祉課参事を拝命いたしました武富と申します。

よろしくお願いいたします。

庄山裕一社会福祉課地域福祉係長

4月1日付をもちまして、社会福祉課地域福祉係長を拝命いたしました庄山と申します。

今後ともよろしくお願いいたします。

高島香織社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長

こんにちは。

4月1日付で社会福祉課障害者福祉係長を拝命しました高島と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

詫間聡健康福祉みらい部長

続きまして、健康増進課の紹介をいたします。

白山淳子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長

失礼いたします。

健康増進課課長補佐兼保健予防係長を4月1日付で拝命いたしました白山と申します。

引き続きよろしくお願いいたします。

詫間聡健康福祉みらい部長

続きまして、文化芸術振興課でございます

松隈義和文化芸術振興課長

こんにちは。

4月1日付人事異動で、文化芸術振興課長兼市民文化会館館長を拝命いたしました松隈です。

今後ともよろしくお願いいたします。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

こんにちは。

4月1日の人事異動で、健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長を拝命いたしました古賀と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

時田丈司スポーツ振興課スポーツ振興係長

どうも皆さんこんにちは。

4月1日付の人事異動で、健康福祉みらい部スポーツ振興課スポーツ振興係長を拝命しま

した時田と申します。

引き続きよろしく願いいたします。

詫間聡健康福祉みらい部長

それでは、市民環境部のほうに入りまして、まず、市民課のほうから御紹介申し上げます。

村山一成市民課長

こんにちは。

4月1日付の人事異動で、市民環境部市民課長を拝命いたしました村山と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

詫間聡健康福祉みらい部長

あと、市民協働推進課でございます。

天野昭子市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長

こんにちは。

4月1日の人事異動で、市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長を拝命いたしました天野です。

よろしく願いいたします。(発言する者あり)

詫間聡健康福祉みらい部長

以上、健康福祉みらい部7名、市民環境部2名でございます。

今後ともよろしく願いいたします。

以上で紹介を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

こちらこそ、またよろしく願いいたします。

では、暫時休憩します。

午後1時11分休憩



午後1時12分開議

中川原豊志委員長

再開します。



専決処分の報告について

中川原豊志委員長

次に、専決処分について報告をお受けしたいと思います。

執行部から説明をお願いします。

青木博美税務課長

それでは、3月での専決処分について御説明いたします。

まず、鳥栖市税条例改正の概要説明をいたします。3月27日の国会におきまして、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が成立いたしまして、3月31日に公布されました。改正された法律のうち、施行日が4月1日のものについて、議会に諮るいとまがないということから、3月31日に専決処分をさせていただいております。

鳥栖市税条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

厚生常任委員会参考資料の1ページをお願いします。

まず、改正の理由ですけれども、地方税法の一部改正ということでございます。

主な内容といたしましては、個人住民税、軽自動車税及び固定資産税についての改正でございます。

まず、個人住民税関係ですが、①番の特定配当等などについて所得税、住民税はそれぞれ源泉徴収されており、申告の必要はありませんが、税の軽減や損益通算をするために申告を選択することができます。その場合に、確定申告書と住民税申告書の両方を提出され、その内容に相違があった場合には、申告書の内容を勘案して、市長が決定できるとするものです。

2番目、肉用牛の売却の関係ですけれども、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例ということで、内容といたしましては、肉用牛の売却による事業所得の市民税の所得割の額を免除するもので、その適用期限を平成30年度までから平成33年度までに3年間延長するものです。

次に、③でございますが、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例といたしまして、対象となる土地等の譲渡に係る長期譲渡所得金額2,000万円以下の部分について、市民税の所得割を通常の譲渡の場合、3%から2.4%に軽減するものです。この適用期限を、現在の平成29年度までから平成32年度までに3年間延長するものです。

次に、軽自動車税関係ですが、軽自動車税の税率の特例について、グリーン化特例の対象車両の基準を見直すとともに、平成 29 年度と平成 30 年度に初回車両番号指定を受けた車両について、それぞれ翌年度の軽自動車税に限り課税の特例を適用するものです。

次に、軽自動車税の納付義務についてですけれども、先にありました燃費の不正問題のように、国土交通大臣の認定等の申請において、不正があったことを原因として、認定を取り消され、軽自動車税の額に不足が生じた場合には、不正な申請をした者を当該不足額の納税義務者とするものです。また、納付すべき軽自動車税の額を、不足額に 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とするものです。

次に、固定資産税関係ですけれども、これは保育関係のものです。

まず、小規模の保育事業の用に供する家屋、償却資産などに対する課税標準の特例の適用について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例によって、地方自治体で定めることができる特例割合を条例で定めるものでございます。

次に、特定事業所内保育施設及び緑地保全・緑化推進機構が事業の用に供する固定資産や土地について、課税標準の特例が創設されて、地域決定型地方税制特例措置を適用されることになりましたので、特例割合を条例で定めるものでございます。

次に、被災住宅関係ですけれども、災害が発生しまして、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、被災住宅用地を住宅用地とみなして固定資産税の課税の特例を適用する期間を 2 年度分から 4 年度分に拡充するものです。

次に、いわゆるタワーマンション関係ですけれども、居住用超高層建築物の固定資産税の課税については、平成 29 年 4 月 1 日以後に売買契約されるものについて、階層の差異による取引単価を反映させるため、補正率により補正することとなりますが、区分所有者全員による申し出があった場合には、申し出があった割合により、税額は按分することができるとするものです。

次に、⑤番ですが、耐震改修工事、熱損防止改修工事により、認定長期優良住宅となった場合の固定資産税の減額が創設されましたので、減額適用の申告書の提出について、条例において規定するものです。

なお、条例の改正の施行日は平成 29 年 4 月 1 日でございます。

以上で、鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決処分についての説明を終わります。

中川原豊志委員長

区切ったがよかですか。もう、続けていきますか。(発言する者あり)

続けて。

吉田秀利国保年金課長

それでは、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御報告をいたします。

資料の3ページをお願いいたします。

1番目の改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が平成29年3月31日に公布されましたことに伴いまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。

次に、改正の概要につきましては、国民健康保険税の軽減措置が拡充されるものでございます。これは、国民健康保険の低所得者の方に対しまして、保険税軽減措置の拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。

今回、軽減判定所得の改正は、応能分の5割軽減と2割軽減の対象世帯で改正が行なわれております。

5割軽減の判定では、これまで基準額の算定では33万円に加え、26万5,000円に国保加入者数を乗じていたものを加算しておりましたが、改正により、乗じる額が27万円となっております。

次に、2割軽減の判定におきましては、これまで33万円に加え、48万円に国保加入者数を乗じておりましたが、改正により乗じる額が49万円となっております。

このことによりまして、5割、2割軽減の上限の判定所得がそれぞれ引き上げられ、世帯の所得がその軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の、おのおの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

改正の施行日は平成29年4月1日となっております。

なお、専決処分につきましては、専決処分後、直近の議会で議会の承認をいただくこととなっておりますので、現在のところ、来る6月定例会に専決処分の承認について議案をお願いする予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、御報告といたします。

中川原豊志委員長

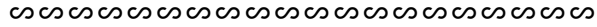
ありがとうございました。

専決処分関係の報告が終わりましたので、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。どなたかございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



中川原豊志委員長

では、本日の日程はこれで終了いたしました。

これをもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。

午後 1 時21分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ⑩

